

2006年8月23日
(平成18年)

藤沢市長 山本捷雄様

藤沢市個人情報保護制度
運営審議会会長 横山弘美

老人保健法（昭和57年法律第80号）の規定による医療に関する
ことに係るコンピュータ処理の制限について（答申）

2006年8月16日付けで諮問（第207号）された老人保健法（昭和57年
法律第80号）の規定による医療に関することに係るコンピュータ処理の制限につ
いて次のとおり答申します。

1 審議会の結論

藤沢市個人情報の保護に関する条例（平成15年藤沢市条例第7号。以下「条
例」という。）第18条の規定によるコンピュータ処理をする必要性があると認
められる。

2 実施機関の説明要旨

実施機関の説明を総合すると、本事務を執行するに当たりコンピュータ処理を
する必要性は次のとおりである。

(1) 諮問に至った経過

医療予防課では、平成9年から診療報酬明細書（以下「レセプト」とい
う。）の審査及び医療機関への支払い事務を神奈川県国民健康保険団体連合会
（以下「連合会」という。）に委託している。

連合会では、平成18年10月（8月診療分）から、これまで紙レセプトに
より行っていた審査支払事務を、県内全保険者を対象に保険者と連合会をネッ
トワークで接続し、磁気化（画像化）することとしている。

老人保健法により医療を受ける者の加入保険は社会保険と国民健康保険があ
り、上記の磁気化するのは国民健康保険分のみである。

国民健康保険分のレセプトの件数はほぼ横ばいであるが、平成17年度の取

り扱い枚数は月平均 8 万枚、年間約 9 6 万枚に及んでいる。連合会の審査が終わって月々返却されるレセプトの内容点検、負担区分点検を行い、連合会に対し毎月約 5 0 0 件程度のエラー修正及び約 6 0 0 件の再審査の申し出を行っているが、これに要するレセプトの医療機関毎の整理作業は、職員 4 人で約 4 日を費やしている。

さらに、レセプトは 5 年保存であるが、新館地下書庫には保存しきれず、3 年分を民間倉庫を借りて保存している状態であり、保管場所にも苦慮している。

藤沢市老人保健分のうち国民健康保険分を、こうした業務の負担軽減と保管場所の不要化を図るため、連合会と藤沢市の間にネットワークを接続し、従来紙レセプトにより事務処理を行っていた業務をコンピュータによって処理することとしたい。

なお、このシステムへのログインは、本業務を担当する職員が行うが、操作するパソコンから「指静脈認証」と「ID 番号及びパスワード」を入力する方法で行う。

これにより職員の権限の正当性が判断できるものである。

(2) コンピュータ処理をする必要性について

主に次の 3 点の理由から、レセプトに係る諸業務をコンピュータにより処理したい。

ア レセプトの抽出、検索、点検作業やエラーの修正作業などの業務が軽減されるため

イ レセプトの保管スペースが減り、民間倉庫を借りる必要がなくなるため

ウ 連合会が県内保険者統一のネットワークシステムを構築し、紙レセプトから磁気レセプトに切り替えるため

なお、上記処理にあたり、職員の個人認証を行うためのデータとして指静脈データ、個人 ID 番号及びパスワードを使用する。

(3) コンピュータ処理をする個人情報

ア レセプトの内容

(ア) 被保険者氏名 (イ) 性別 (ウ) 生年月日 (エ) 障害の有無

(オ) 傷病名 (カ) 医療機関名 (キ) 診療報酬点数 (ク) 診療(調剤)内容

(ケ) 診療開始日及び診療日数 (コ) 被保険者番号 (サ) 診療日

(シ) 給付割合 (ス) 受給者番号

イ 再審査申し出

診療(調剤)内容

ウ エラー修正作業

(ア) 受診科目の重複 (イ) 受給者番号 (ウ) 資格得喪年月日 (エ) 性別

(オ) 生年月日 (カ) 給付割合 (キ) 新保険者番号、記号、番号

- (ク) 保険証回収日
- エ 指静脈データ
- オ 個人ID番号及びパスワード
- (4) 事務処理の内容
 - ア 連合会で画像化したレセプトを検索、並び替え、抽出すること
 - イ 再審査の申し出をするために「再審査申出事項」に入力し連合会に送信すること
 - ウ 氏名や記号番号の誤りなどの処理を行うため「過誤入力」画面に入力し送信すること
- (5) システムの機器構成
 - 医療予防課に設置される機器 端末4台・プリンター1台
- (6) 安全対策について
 - ア システムのセキュリティー対策
 - 指静脈認証を用いた利用者認証機能を持った端末により作業を行う。
 - イ 藤沢市の個人情報保護体制
 - 条例第16条、第17条及び藤沢市コンピュータシステム管理運営規程第26条の規定に基づき事務を執行する。
 - ウ 連合会側の個人情報保護体制
 - 個人情報保護方針など
- (7) 実施年月日
 - 2006年（平成18年）8月24日（予定）

3 審議会の判断理由

当審議会は、次に述べる理由によりコンピュータ処理について認めるものである。

(1) コンピュータ処理する必要性について

実施機関の説明によれば、老人保健法により医療を受ける者の加入保険は社会保険と国民健康保険があり、今回レセプトを磁気化するのは国民健康保険分のみである。

国民健康保険分のレセプトの件数はほぼ横ばいであるが、平成17年度の取り扱い枚数では月平均8万枚、年間約96万枚に及んでいる。連合会の審査が終わって月々返却されるレセプトの内容点検、負担区分点検を行い、連合会に対し毎月約500件程度のエラー修正及び約600件の再審査の申し出を行っているが、これに要するレセプトの医療機関毎の整理作業は、職員4人で約4日を費やしている。

さらに、レセプトは5年保存であるが、新館地下書庫には保存しきれず、

3年分を民間倉庫を借りて保存している状態であり、保管場所にも苦慮している。

このような事情の元、連合会は、平成18年10月（8月診療分）から、これまで紙レセプトにより行っていた審査支払事務を、県内全市町村を対象に保険者と連合会をネットワークで接続し、磁気化（画像化）することとしている。藤沢市としては、前述した業務の負担軽減と保管場所の不要化を図るため、連合会と藤沢市の間にネットワークを接続し、従来紙レセプトにより事務処理を行っていた業務をコンピュータによって処理することとしたいとのことである。

また、このシステムへのログインは、本業務を担当する職員が行うが、操作するパソコンから「指静脈認証」と「ID番号及びパスワード」を入力する方法で行う。これにより職員の権限の正当性が判断できるとのことである。

以上より、コンピュータ処理をする必要性があると認められる。

(2) 安全対策について

システムのセキュリティー対策については、指静脈認証を用いた利用者認証機能を持った端末により作業を行うとのことであり、連合会では個人情報保護方針などにより個人情報保護体制が敷かれているとのことである。

したがって、安全対策上の措置が施されていると認められる。

以 上